

第2章 整備計画

1 計画策定経緯と古墳壁画の保存活用に関する検討会

(1) 計画策定経緯

昭和47年(1972)、明日香村大字平田に所在する高松塚古墳の石室内部で極彩色の壁画が発見され、古代史ブームの契機になるとともに、他にも壁画古墳があるのではないかとの関心が高まった。昭和53年(1978)には、同村大字真弓に所在するマルコ山古墳で石室内部に漆喰が塗られていたことが注目を集めた。この調査の時に同村大字阿部山の住民から集落に似たような古墳の存在することが調査団に知らされ、後に「キトラ古墳」として広く知られるようになった。これ以前の村道阿部山6号線拡幅の際には法面で玉石を詰めた暗渠が見つかったことから小さな円墳と考えられるようになっていた。

昭和57年(1982)には、関西大学が地形測量を実施して墳丘を確認し、翌年には飛鳥古京顕彰会の要請を受けたNHKが考古学者立ち会いの下、ファイバースコープ調査で北壁に玄武の図像を確認し、古墳は「亀虎古墳」と命名された。

平成8年(1996)、明日香村は法面の崩落防止策等が緊急の課題とし、墳丘および法面の崩落防止対策として、斜面下の村道を南に迂回させ、現道および墳丘裾の斜面に盛土して遺構の保存を確実にするための措置を講じ、墳丘規模を確定するための発掘調査を実施した。平成10年(1998)には、高性能の超小型カメラで探査し、玄武が再確認されるとともに、白虎、青龍、天文図の壁画が発見された。石室の天井に描かれている天文図は東アジアで現存する最古のものである。

このような極めて重要な価値に鑑み「亀虎古墳」は、平成12年(2000)7月31日に「キトラ古墳」として史跡に指定され、同年11月24日には特別史跡に指定された。その後、平成13年の調査では、南壁に朱雀の図像が確認されたほか、十二支の寅とみられる顔の獣頭人身像の存在も認められるとともに、漆喰の剥離状況など、保存に関わる詳細な調査が進められた。

一方、石室内が多湿のためにカビが発生し、壁画が劣化していくことへの対応として、空調施設等を完備した仮設保護覆屋を設置することが決定された。その設計・設置のため、平成14年度から、独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所(当時)、奈良県立橿原考古学研究所及び明日香村教育委員会が共同して、石室前面墓道部及び墳頂部の発掘調査を実施した。仮設保護覆屋の建設は、平成15年(2003)2月に着手、同年7月末に完成し、その後、剥ぎ取りによる壁画の保存事業が開始された。なお、この仮設保護覆屋の建設については『特別史跡キトラ古墳仮設保護覆屋整備工事報告書』[平成19年3月]に報告されている。

文化庁文化財部記念物課(当時)では、これらの取組とあわせ、平成16年度に『特別史跡キトラ古墳環境整備基本計画』[平成17年3月]を取りまとめた。一方、特別史跡キトラ古墳の周辺については、平成13年(2001)3月16日に、国営飛鳥歴史公園の一部として「キトラ古墳周辺地区」が閣議決定さ

れ、国土交通省近畿地方整備局によって『国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区基本計画（平成18年3月）』や『国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区体験的歴史学習基本構想（平成22年9月）』等が立案され、工事を経て平成28年（2016）9月24日の開園に至っている。

（2）古墳壁画の保存活用に関する検討会

文化庁では、特別史跡キトラ古墳の確実な保存と適切な活用をはじめ、古墳壁画の保存活用を検討するため、平成22年度から「古墳壁画の保存活用に関する検討会」を設置し、高松塚古墳と合わせてキトラ古墳についてもその遺跡及び壁画の保存と活用について、様々な観点から検討が重ねられた。

『特別史跡キトラ古墳環境整備基本計画』を受けて基本設計での考え方の取りまとめにおいては、平成23年度の「古墳壁画の保存活用に関する検討会」、特に第6回から第9回における検討内容を反映させるとともに、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区における整備事業等との調整も行った。

特別史跡キトラ古墳の基本設計に関わる検討会での主な内容は次の通りである。

1) 平成23年8月4日（第6回）

これまでの議論を踏まえ、基本的な整備の考え方について以下のような内容が確認された。

- ア. 石室内部については、保存を第一とすること。
- イ. 墳丘及びその周辺地形については、主に「復旧」の方向で検討すること。
- ウ. 石室については、その保存上の観点から、概ね閉鎖が支持されたこと。
- エ. 墳丘・石室ともに確実な保存に配慮しながら、実物への接触の可能性を検討すること。
- オ. 全体の雰囲気（景観・風致）を重視すること。

2) 平成23年11月9日（第7回）

ア. 発掘調査に基づく墳丘の復元案の提示

①墳丘の復元にかかわる発掘調査成果

復元にかかわる基礎データは、平成9年度の明日香村教育委員会による発掘調査成果に基づく。

- a. 2段築成の円墳（上段径9.4m、下段径13.8m）
- b. 墳丘下段は、全周せずに背後の丘陵斜面に取り付く。復元に関しては、発掘調査区で検出したラインを踏襲し、テラスと下段は、背後の斜面にぶつける形でおさめる。
- c. テラス幅は、西地区南側壁面の土層図より1.7mと想定される。丘陵斜面にぶつかる北側のテラス幅については、北地区西側壁面の土層図より1.1mと想定される。

②削平部分について

墳丘南～西側については削平が大きく、墳丘裾位置等の情報が欠如している。そのため、以下に述べるいくつかの前提を基にして形状を復元した。

a. 平面形は正円形

平面形状は、正円形、不整円形、多角形など、さまざまな可能性が考えられるが、調査で検出された上・下段裾が正円形の円弧とほぼ一致するため、上・下段とも正円形として復元した。

b. 石室中心と墳丘中心は同一点

調査で検出された上下段の裾ラインを基に復元した墳丘の中心は、石室の中心とほぼ一致する。そのため、両者は同一での中心に基づいて設定されたと考えられる。

c. 立面形は東西対称

立面形については、墳丘東西の標高は石室主軸を挟んで対称であったと仮定し、かつ発掘調査区で検出した各所の標高と概ね整合するよう、立面形を復元した。

③墳頂高について

墳頂の高さについては、復元根拠が乏しい。残存している墳頂高（標高）が148.6mであるため、築造当初の墳頂高はそれ以上であったと判断できるが、他に情報がなく、正確な数値は確定できない。今回の案では、石室天井石上面（146.07m）より10大尺（3.54m）の高さをとり、149.6mに復元した。

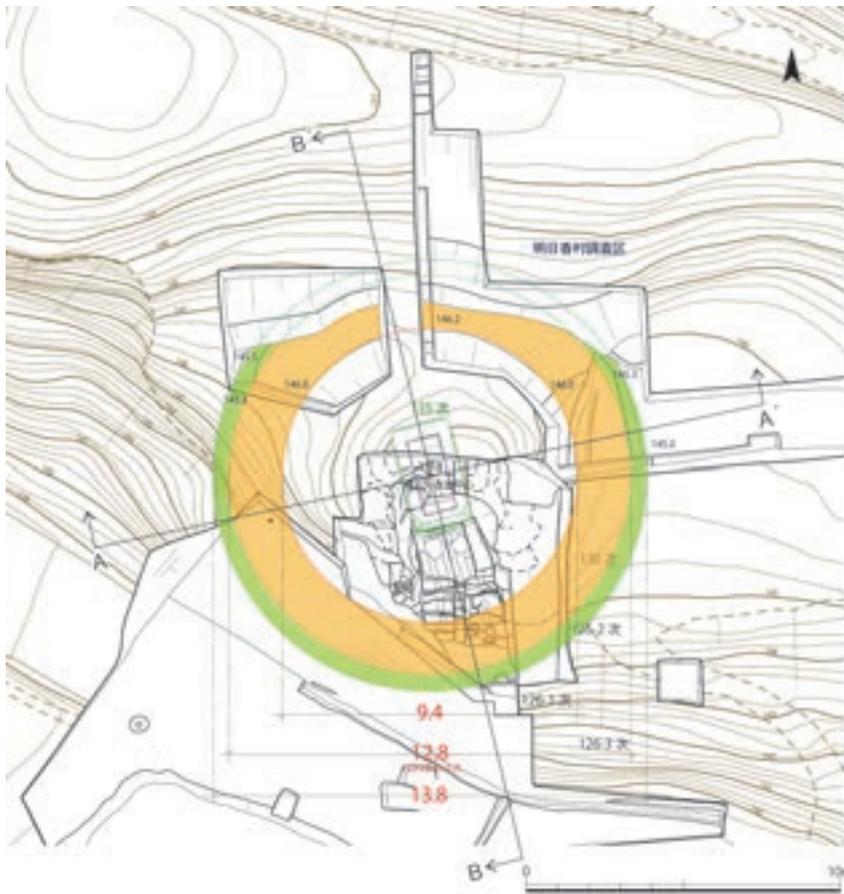


Fig. 8 墳丘復元案（平面図）

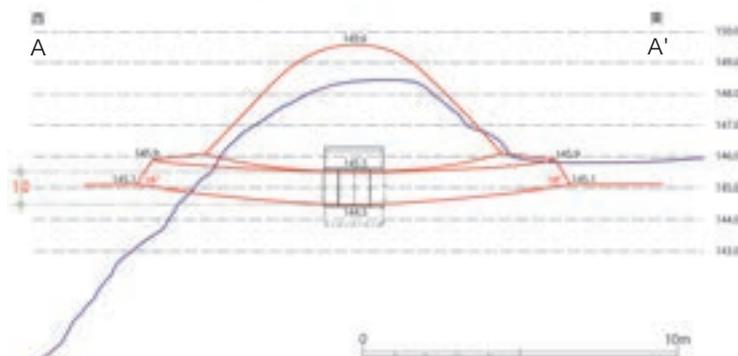


Fig. 9 墳丘復元案（南立面図）

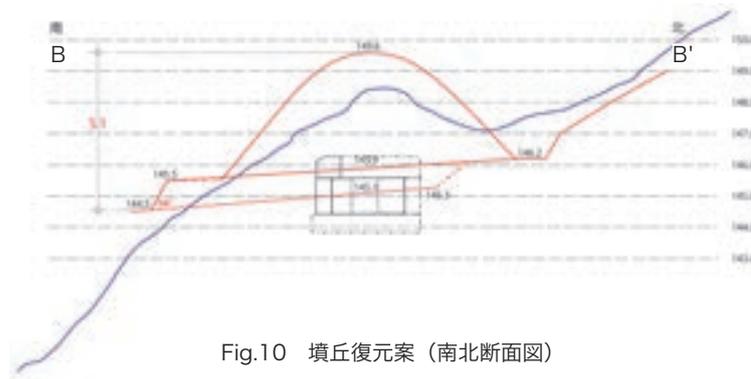


Fig.10 墳丘復元案（南北断面図）

イ. 墳丘及び墳丘周辺の整備イメージの検討

第6回検討会での意見を踏まえ、墳丘の「復旧」と石室の「閉鎖」を基本として次の3案を示して検討した。なお、墳丘の「復旧」とは調査前の旧状に復し、保存上必要な盛り土をすることであり、「復元」は発掘調査や研究の成果から本来の形態（平面的な規模や高さ）を推察し再現することである。いずれの案も日照の影響軽減と浸食防止などのため、墳丘の範囲にコクマザサ等を植栽するとした上で、「A案」は復旧を基本とする案、「B案」は旧状に復することを基本としつつも下段部の確認された東側などは盛土整形しそれを表現する案、「C案」は旧状に復することを基本としつつも下段部を南面も含めて復元的に整備する案である。比較のため墳丘全体を盛土した上で復元した場合を「参考」として示した。なお、墓道部を活用した管理・公開に係わる施設の設置については、物理的空間が狭すぎるため実際的に不可能であることを説明した。検討会では、概ねA案とC案とに支持が分かれ、来訪者に対して発掘調査成果をどのように伝えていくのかということが重要な課題となった。

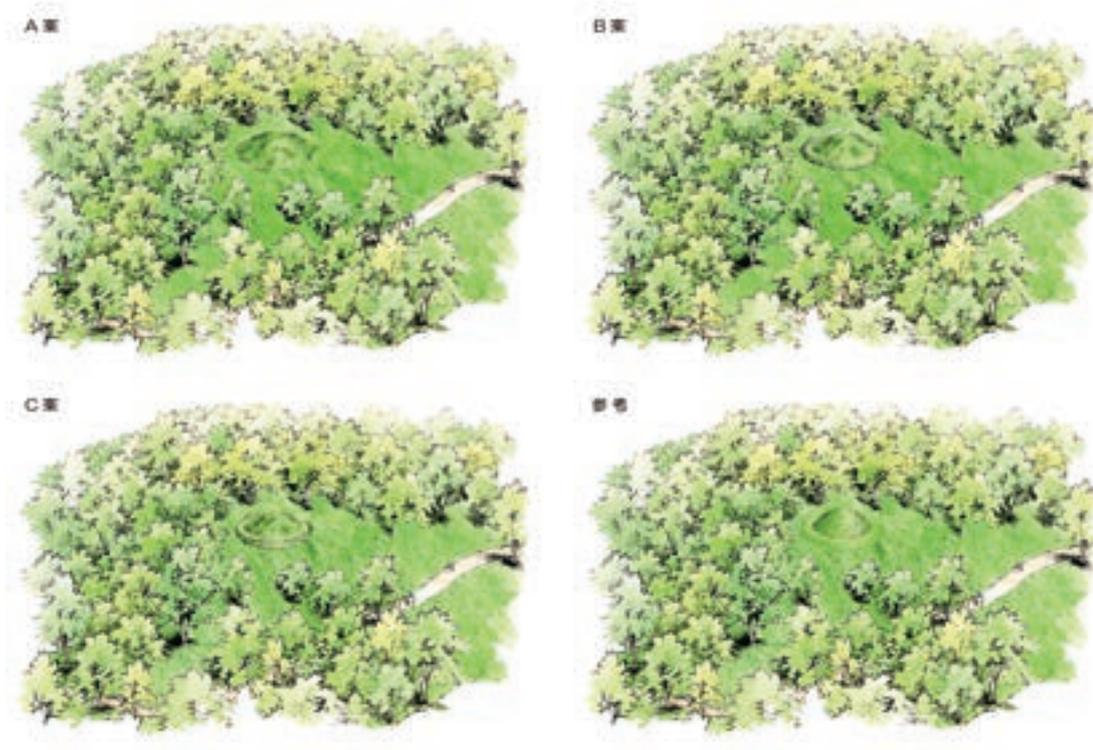


Fig.11 整備イメージ検討図

3) 平成24年2月29日 (第8回)

第7回検討会での検討を踏まえ、発掘調査成果の反映として、二段築成であることを表現しつつ、また、墳丘及び石室の万全の保護のため盛土の厚さを増した「事務局案」を示した。墳丘の北側が掘り込み（背面カット）となっている点がキトラ古墳の特徴であることが指摘されていたため、それを表現した以下の検討案も提示した。中軸線上墳丘北裾には土層観察用畔があり、これを残すこととしていた。「事務局案-1」は遺構と平行にテラスを再現するが、畔が突出する案である。「事務局案-2 a」は墳丘南半部のテラスは遺構と平行にし、北半部では畔の上部にテラスを擦り付ける案である。「事務局案-2 b」はテラス全体の南北勾配を急にして畔上部にテラスを擦り付ける案である。

検討会では「事務局案」及び「事務局案-2 b」を基本とすることで概ね合意を得た。併せて、墳丘遺構及び石室への水による悪影響が及ばないように、排水等に十分留意すべきことが指摘された。

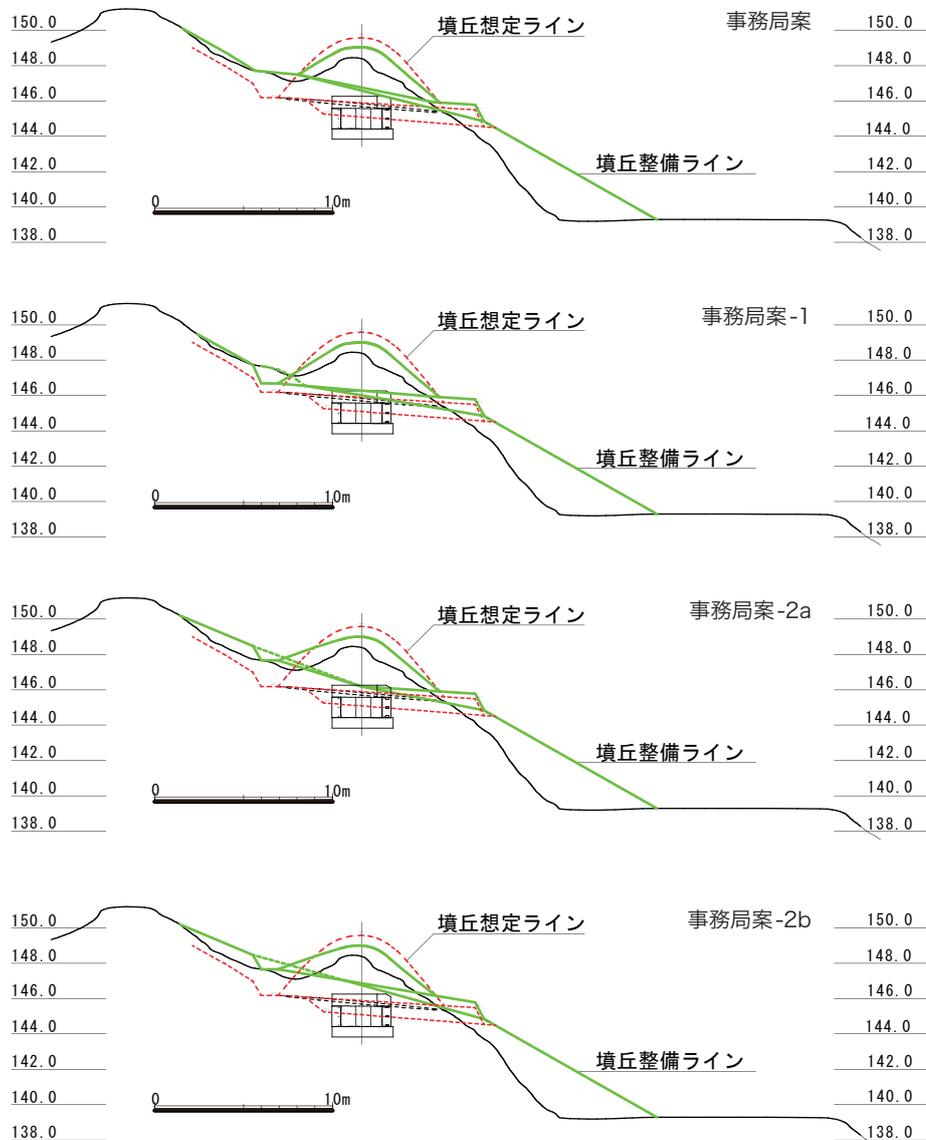


Fig.12 墳丘整備案西立面図

4) 平成24年3月29日(第9回)

第8回検討会での「事務局案」を基礎とした計画案を【第Ⅰ案】とし、「事務局案-2b」を基礎とした計画案を【第Ⅱ案】とし、下記のようにそれぞれの墳丘整備案の内容及び特徴をメリットとデメリットとして明示して検討が行われた。ここでいう図上復元案とは本来的な墳丘形状を想定したもので、赤色破線で示した。

メリット○、デメリット●

【第Ⅰ案】 墳丘北側未発掘地を保護盛土して、背後の掘込みを積極的には表現しない。

○図上復元案と比べ、墳丘全体の形状の歪みの程度において第Ⅱ案よりも小さい。

●背後の掘込みが表現されない上、北側の保護盛土の厚さが第Ⅱ案よりも薄くなり、かつ、造成上、上方からの表面水が墳丘に及ばないようにする点で第Ⅱ案より不利である。

【第Ⅱ案】 墳丘北側未発掘地を保護盛土した上、さらに盛土整形して背後の掘込みを表現する。

○背後の掘込みが表現される上、北側の保護盛土の厚さが第Ⅰ案よりも厚くなり、かつ、造成上、上方からの表面水が墳丘に及ばないようにする点で第Ⅰ案よりも有利である。

●図上復元案と比べ、墳丘全体の形状の歪みの程度において第Ⅰ案よりも大きい。

検討の結果、墳丘背面の傾斜地の掘り込みを表現することは極めて重要との認識が共有され、【第Ⅱ案】を採用することとした。なお、墳丘全体の歪みといているのは、墳丘上段北裾が畔のために高くなり、上段北側斜面が南側斜面に比べて極端に緩くなっていることを示しているが、その歪みを少なくする工夫がさらに必要となった。(最終的には墳頂部(最高点)を1m程北側に寄せることで解決することになる。)

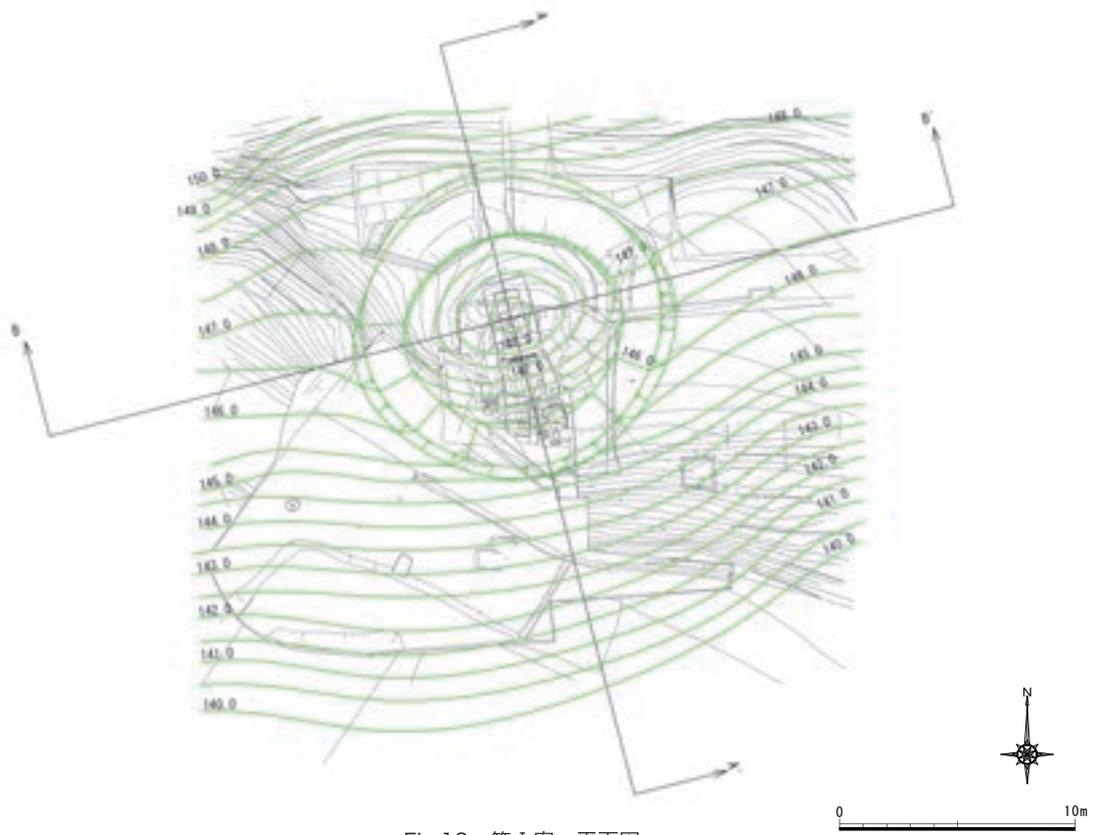


Fig.13 第I案 平面图

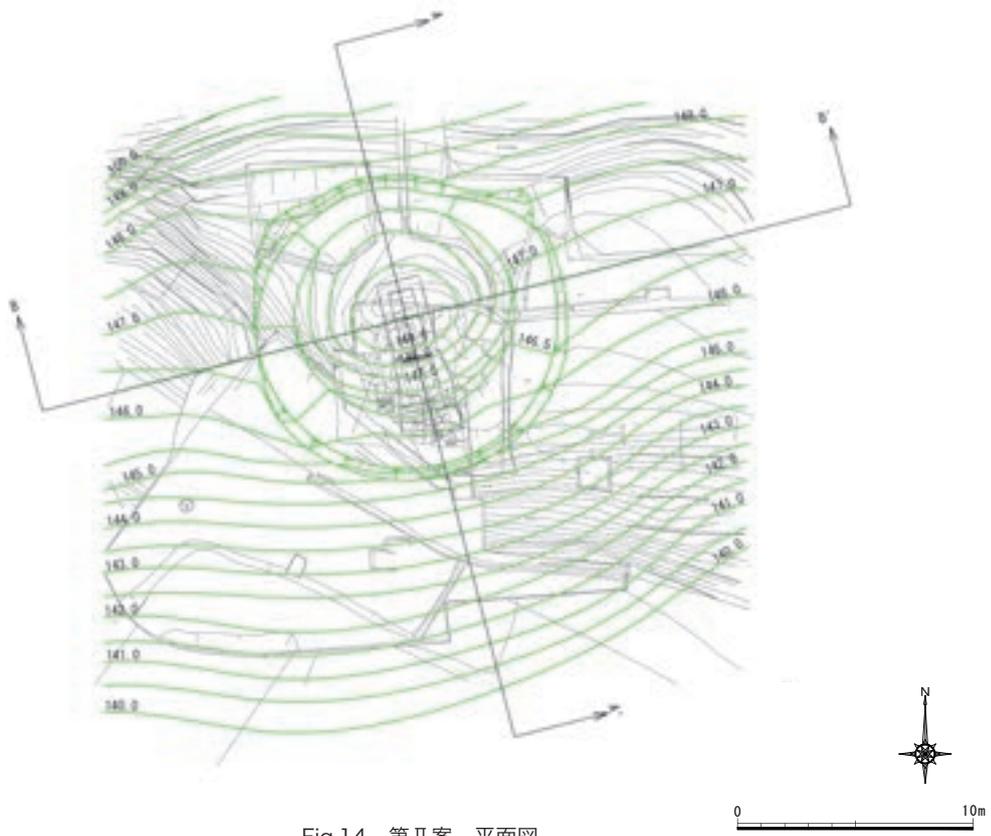


Fig.14 第II案 平面图

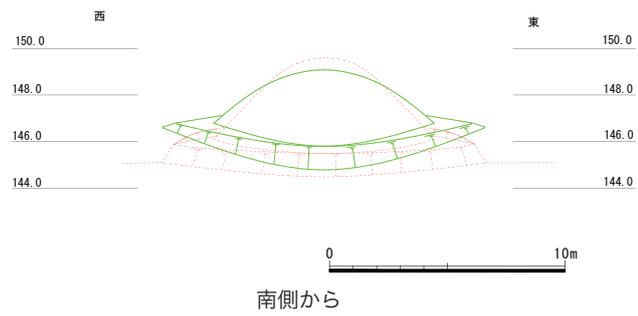
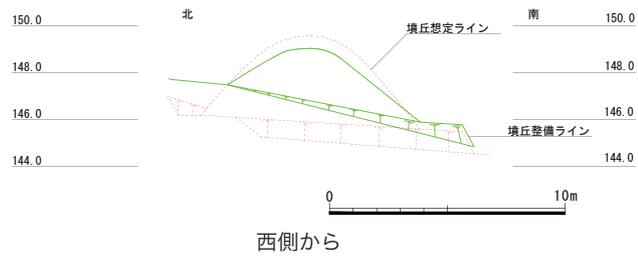


Fig.15 第Ⅰ案填丘立面図

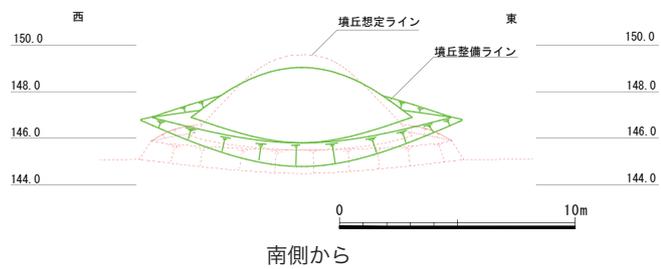
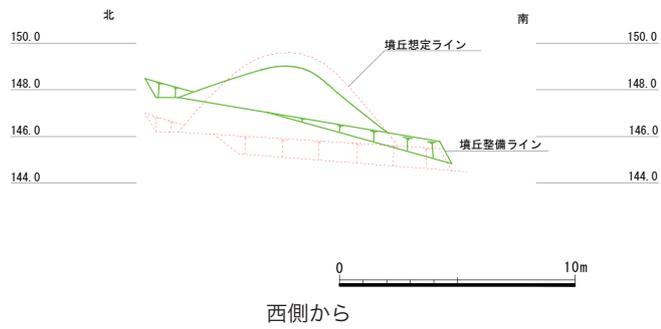


Fig.16 第Ⅱ案填丘立面図